

令和7年

第3回忠岡町議会定例会会議録

第4日

令和7年9月30日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第4日）

令和7年9月30日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1 番 河瀬 成利議員	2 番 今奈良幸子議員	3 番 北村 孝議員
4 番 小島みゆき議員	5 番 河野 隆子議員	6 番 高迫 照子議員
7 番 森野 良一議員	8 番 田辺 みき議員	9 番 前川 和也議長
10 番 尾崎 孝子議員	11 番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
(各課課長同席)			

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は 11 名出席でありますので、会議は成立しております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」再開)

議長（前川 和也議長）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

南事務局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和 7 年第 3 回忠岡町議会定例会議事日程（4 日目）について、ご報告申し上げます。

日程第 1 議案第 41 号 令和 6 年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について
(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第 2 議案第 43 号 物品購入契約締結について（循環型シャワーキット及び循環型
手洗いスタンド購入）
(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第 3 議案第 44 号 物品購入契約締結について（防災資機材購入）
(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第 4 議案第 45 号 忠岡町下水道条例の一部改正について
(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第 5 議案第 46 号 令和 7 年度忠岡町一般会計補正予算（第 5 号）について
(総務事業常任委員会 委員長報告)
(福祉文教常任委員会 委員長報告)

日程第 6 議案第 47 号 令和 7 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第
2 号）について
(福祉文教常任委員会 委員長報告)

日程第 7 議案第 48 号 令和 7 年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい
て
(福祉文教常任委員会 委員長報告)

- 日程第 8 議案第 4 9 号 令和 7 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について
（福祉文教常任委員会 委員長報告）
- 日程第 9 議案第 5 0 号 令和 7 年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
（総務事業常任委員会 委員長報告）
- 日程第 10 認定第 1 号 令和 6 年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
（決算審査特別委員会 委員長報告）
- 日程第 11 認定第 2 号 令和 6 年度忠岡町下水道事業決算認定について
（決算審査特別委員会 委員長報告）
- 日程第 12 意見書第 5 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出に
ついて
- 日程第 13 意見書第 6 号 最高裁判決を受け生活保護利用者及び元利用者への補償を求め
る意見書の提出について
- 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

日程第 1、議案第 4 1 号から日程第 9、議案第 5 0 号までの 9 件の議案についてを、一
括して議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1、議案第 4 1 号から日程第 9、議案第 5 0 号までの 9 件を一括議題と
いたします。

本件に関し、9 月 5 日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託し
ました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告
を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、河
瀬成利議員。

委員長（河瀬 成利総務事業常任委員会委員長）

議長。

おはようございます。議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行
います。

9 月 5 日の本会議において、本委員会に付託されました 6 件の案件については、9 月 9

日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。なお、質疑応答の詳細な内容については、配付しております議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第41号 令和6年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第43号 物品購入契約締結について（循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第44号 物品購入契約締結について（防災資機材購入）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第45号 忠岡町下水道条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第46号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、総務事業常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者側からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第50号 令和7年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6件の議案について報告を終わります。

令和7年9月30日、総務事業常任委員会委員長、河瀬成利。

以上です。

議長（前川 和也議長）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終わります。

議長（前川 和也議長）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、二家本英生議員。

委員長（二家本 英生福祉文教常任委員会委員長）

議長。

おはようございます。議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行

います。

9月5日の本会議において本委員会に付託されました4件の案件については、9月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第46号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）については、福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、賛成少数で否決されました。

反対討論としては、「給食費助成以外に比較検討した施策がなかったことは巨額事業の支出としては問題である。自民、公明、そして維新の3党で無償化への合意が既になされており、他の教育課題に取り組むべきである」、「本件は、設計が拙速であり、公平性、持続性、説明責任の3点で課題が解消されていない。家計を支える必要性は認めつつも、子ども全員に公平に届き、財政にしなやかで、将来につながる形の事業なのか懸案が残るため」、「財源が一般会計、財政調整基金を充てることに賛成いたしかねる。物価高騰対策であれば、町民全体への公平な視点が必要であると考え」との意見がありました。

一方、賛成討論としては、「学校給食費の助成は、大阪府下で72%の自治体は何らかの形で無償化に踏み切っている。物価高騰で子育て世代の経済的負担を軽減してほしいという声は大きく、署名が短期間で2,130筆集まった。岸和田市でも全会一致で可決し、2学期から実施されている。国の動きもあるので、ぜひ取り組んでいただきたい」、「物価高騰対策であれば、全世帯の支援を考えるべきであるが、これまでも給食費の助成を要望し取り組んでいただいた。公明党として国でも進めている。公約ではなく物価高騰対策とのことから給食費の助成に賛成します」との意見がありました。

議案第47号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第48号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、全会一致で可決されました。

議案第49号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案について報告を終わります。

令和7年9月30日、福祉文教常任委員会委員長、二家本英生。

議長（前川 和也議長）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長(前川 和也議長)

それでは、日程第1、議案第41号 令和6年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議ないものと認め、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

続いて、日程第2、議案第43号 物品購入契約締結について(循環型シャワーキット及び循環型手洗いスタンド購入)についての討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第３、議案第４４号 物品購入契約締結について（防災資機材購入）についての討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第４４号を採決いたします。

本件についての委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４４号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第４、議案第４５号 忠岡町下水道条例の一部改正についての討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第４５号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４５号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第５、議案第４６号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）についてを、議題といたします。

１０番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

議員（尾崎 孝子議員）

議長、動議を求めます。

議長（前川 和也議長）

はい、発言を許します。

議員（尾崎 孝子議員）

議案第４６号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）についての修正動議を提出したいと思っております。

議長（前川 和也議長）

ただいま修正動議の申出がありました。

尾崎議員に申し上げます。会議規則第１７条第２項の規定により、修正の動議はその案を備え、所定の発議者が連署して議長に提出しなければならないこととなっておりますので、これより提出をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩といたします。

再開は１０時４０分から。１０時４０分からの再開といたします。

（「午前１０時１７分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前１０時４０分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

本件に対して、尾崎議員ほか４名から修正の動議が提出されております。この動議は所定の発議者がありますので、動議は成立しております。

よって、これを原案と併せて議題といたします。まず、提案理由の説明を求めます。

１０番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

１０番（尾崎 孝子議員）

提案理由の説明といたしまして、この議案第４６号、令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）の中には、町立小学校給食費助成金１，０８４万５，０００円と、町立中学校給食費助成金４８７万５，０００円、合計１，５７２万円が給食無償化対応関連費とし

て上程されております。この予算を削除した修正予算案をお願いいたします。

今回、修正を要望する理由は2つあります。1つ目は財源です。まず最初に申し上げますが、町立の小学校、中学校の給食費の無償化を頭ごなしに反対しているわけではございません。実際、昨年度の補正予算での交付金を使つての給食無償化には賛成しております。賛成した理由は、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しており、忠岡町に財政負担がなかったからです。

なぜ今回反対するのか。問題はお金の出どころです。今回は使える交付金がなく、1,572万円、丸々一般財源を使うということで、このような巨額な一般財源の支出を認められないということです。

また、国のほうでも給食費が無償化する方向に3党合意が進んでいる状況でございます。今、一般財源を使うのは時期尚早であると思います。このような多額の一般財源を使用するならば、将来の忠岡町の財政などにどう影響するのか、もっと慎重に検討などをすべきだと思われます。

そして、2つ目は、子育て支援に対する物価高騰対策になっていないことです。町の財政を使つた物価高騰対策ならば、子育て世帯に行き渡る施策でなければいけません。物価高騰で苦しんでいる全子育て家庭に行き渡らせる施策を比較検討するわけではなく、給食費無償化ありきであるということ。

今回は町立の小・中学校に通う世帯のみであり、恩恵がある家庭は限られてしまいます。町立の小・中学校に通う世帯だけに優遇することは認めることはできません。しかも物価高騰はいつ終わるのか、先が見えない状況です。

この予算を認めてしまうと、この先、町からの出費が際限なく必要になってしまいます。将来の財政を脅かし続けることは、次世代にツケを回すことになります。

我が町は、客観的に見て潤沢な財政状態であるとは言えません。今もこれからも子どもたちの教育にはたくさんの経費がかかります。町の宝物である子どもたちの将来のためにも、短期的に見るのではなく、建設的に長期的に将来の町、全体の財政、町民全体のことをいま一度考えていくべきです。

このことから、物価高騰対策としての給食費無償化予算案に対して一般財源を使うことを認めることができませんので、給食費無償化の予算をなくした修正案を提出させていただきます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

提案理由は、以上のとおりでございました。

これより本修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

この物価高騰、10月もすごい値上げラッシュが続いています。親の意見として「何としても無償化にしてほしい。給料は全然上がりません。私は2人の子どもを育てていますが、大変です」。また、ある方は「前の福祉文教委員会で否決されたと聞いて、本当にびっくりした。賛成してもらえと思っていた。子育て中の親は、みんな無償化を望んでいます。また、無償化になれば、助かる家庭がほとんどです。高い税金をみんな払っています。子どものために使って文句言う人はいません。ぜひ有意義な使い方をしてください」。

これらは保護者の声ですが、直近の教育委員会定例会の中でも、ある方から「いろいろ考えがあろうが、思想信条もあろうが、保護者負担軽減のため可決を望む」という声が出されたと聞いています。このように多くの子育ての皆さんが無償化を望んでおられる。

この今の尾崎議員の中で、一般財源の支出は認められないとか、将来の財政を脅かすとか、こういうものではないと思うんです。なぜこの給食無償化の助成を削除されるのですか、お答えください。

10 番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

子育て支援の方の思いをお聞きすることができました。

一般財源を使うことに今反対している理由は、今は3学期、1,500万円です。もしこのまま一般財源を使うことが可能になれば、きっと1年間6,500万使うことになるかと思われます。さらに物価高騰しております。6,500万で済むはずがありません。もっともっとというお声が出てくるかと思います。

まず、一般財源を使う前にきっちり話し合っ、皆さんの税金であるということ、そして皆さんのために使われる一般財源であってほしいということで、いま一度立ち止まっていただくために反対をさせていただいております。

以上です。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

財源というのは、忠岡町皆さんのものです。岸和田市では維新も賛成して全会一致で2学期、3学期無償化という提案がされ、もう実際実現しています。本町では物価高騰対策として3学期分をやろうとしているんです。

本当にこの物価高騰の中で、子育て世代の願いです。あの署名の活動の中でも、ほんとにこの中学校の給食7,000円、小学校で5,000幾ら、6,000円に近いわけですけど、こういうのは非常に家計に響きますと。どうかこれを無償化。大阪府下でも74%の自治体は何らかの形で無償化をやってます。だから、ぜひしてほしいという住民の願いなんです。

今、岸和田ではそうやって実現されてるのに、忠岡ではそれがなぜ駄目なのか。お隣は無償化されてて、こちらの子どもたちは駄目だという、そういう本当に何か私は感じますけどね。

これが今おっしゃった1年間6,000万円使うことにもなるとかおっしゃいましたけど、忠岡町では3学期分をやろうとしてるんです。それがなぜ駄目なんのでしょうか。

議長（前川 和也議長）

高迫議員、質疑ですか。

6番（高迫 照子議員）

はい、そうです。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

先ほど高迫議員のほうから、岸和田市では無償化が進んでいると、2学期、3学期。この財源を見ておられますでしょうか。これは交付金を使って事業をされております。ふるさと納税とかも使われております。他の大阪府下74%の自治体、それぞれ財政状態が違います。潤沢なところもあります。そして、上手に交付金を使ってはるところもあります。

私どもの忠岡町には、その潤沢な財源が今なく、また交付金もなく、そのまま使うということで、私は反対させていただいています。それぞれの自治体には、それぞれの財政状態があるということをご確認していただきたいと思います。

議長（前川 和也議長）

他に、質疑はいかがでしょうか。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

今、尾崎議員のほうからいろいろとご説明がありました。特に財政、それから財源問題、このことが言われております。今回の補正予算は、3 学期の給食費無償化の予算であります。町長は、このことについては、単年度、単年度、財政状況を見ながら検討していくと、これまでも言われております。

さきに開かれました福祉文教委員会の中で、反対討論の中ですね。これをご紹介しますと、この先も新年度予算で計上される可能性も大いにあるわけと。それから、その場合、たとえ単年度であっても、小・中合わせて、この先1 年間で約6, 500 万円ほど要するだろうということも言われておられます。

公平性、持続性というところで、この補正予算、疑問があるという反対討論をされているわけなんですけど、今も言いましたように、町長はこの分、3 学期だけの補正予算を組んでいるわけで、新年度、それはやはりこれから財政状況を見ながら検討していくと言われています。なので、勝手に恒久実施というような決めつけの言い方はおかしいのではないかというふうに思います。反対するのはおかしいんじゃないですか。答弁をお願いします。

10 番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

昨年度、補正予算で給食費無償化がされました。そのとき町長は議員さんでございました。そのときには一般質問をされておりまして、給食費は恒久的に無償化にしてほしいとはっきりおっしゃってございました。町長は、恒久化ありきという考えがその1 年前からございました。そして、昨年度のときは交付金がございましたので、私たちも賛成しましたが、町長は不満を漏らしてございました。交付金では駄目、町の単費で恒久的にしていかなければならないっておっしゃってございました。

私はそのとき、とても怖いなと正直思ってしまいました。そして、町長の公約にもはっきり給食無償化とおっしゃっております。恒久的に進めていかれることが目に見えているということで、私も今回発言させていただいています。

一旦こちらで。以上でございます。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

今、怖いというお言葉でありましたが、何が怖いのかちょっとよく理解できませんけれども、是枝町長が議員のときの発言と、今、町長である是枝町長とはね、立場が違うのでありましてね、議員のときに言ったからそれがイコールということでもありません。やはり町の財政を背負っておられる町長ですから、そこは、今言いましたように単年度、単年度で財政状況を見ながらするというふうにおっしゃっているんです。

で、今回の議案書の中で、23 ページですけど、前年度の繰越し1 億7, 390 万円、25 ページで財政調整基金積立金1 億7, 300 万円積み立てています。地方財政法ではね、繰越金の2 分の1 を積み立てればよいというふうにされているんですけども、今回は全額、財政調整基金に積み立てておられます。

令和6 年度決算委員会、開かれました。そこで、不用額が約6 億円ということもありましたが、これは新年度予算を組む上で、全て不用額という言葉が適正かどうか分かりませんが、6 億円ありました。

それから、今回のこの補正予算でね、普通交付税も約4, 000 万円入ってきています。反対の根拠、これに恒常的にしたら6, 500 万円要と言われていましたけど、町長は何にもそんなこと言うてません。決算を打って、さらにこの補正予算で財政調整基金積み立てておられるんですから、全く反対の理由にはなっていないんじゃないですか。もう一遍、このことで答弁お願いします。

10 番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

一般財源を、まず給食ありきで町長が考えていらっしゃるというのが、以前から見えておまして、そして一般財源、余裕があるから使えばいいという考えではなく、まず物価高騰対策として町民皆さんに行き渡るようにまず考えることが大事だと思うんです。

子育て支援も、子育ての家庭の方もとても大変だと思いますが、小学校、中学校に通えていらっしゃるお子さんも中にはいらっしゃいます。公平性の面から見ても、その財源を使うのはいかがなものか。

それと、単年度、単年度ごとに考えていくとおっしゃっていたことは、ずっと言い続けるということになるかと思います。ずっと続けていきたいという意思があるかと思うのですが、3 学期だけだから一般財源使っていいんじゃないかではなく、これから続けられる可能性があるこの施策自体をもう一度考え直していただきたいと私は思っています。

一般財源、本当に大切にしていきたいです。ため込んでいるわけではないんです。ぜひもう1 回、一般財源を使う目的をしっかりと明確にしていっていただきたいと思ってお

ります。

以上です。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

目的。目的はちゃんとしっかりしてます。今、物価高騰対策で困っている、それはみんな困ってますわ。ですから、この補正予算の中で水道料金の基本料金の減免、これは全世帯に行き渡ります。その補正予算も出ています。

なので、今おっしゃられた岸和田の例も言われました。交付金と、それからふるさと納税も使ってるということでもあります。ふるさと納税、もちろん今回積む基金、この中にふるさと納税入ってるわけなんですね。でしたら、この基金を積まんと使ったらいいわけですけど、やはりそれは基金に積み立てられたということでもありますので、何にも財政に逼迫するということもないんです。

で、将来が困るからということでもありますけど、今、今回はこの3学期、町長、公約でもない物価対策ですということも言われています。ですので、将来が困ると言われていますけど、今この時点でね、その先のことを言うてどうするんでしょうか。今困ってる人にこういう手厚い施策をすると、それが議員としての立場ではないかというふうに思うんです。

なので、住民の声に背を向けるというような修正案、これは非常に遺憾であります。なので、そのことについてどうですか、もう一度答弁お願いいたします。

10 番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

私たちは決して町民さんに背を向けてはいません。私たちは議員として公平性に、そして持続可能な町財政を進めていくために、今回私たちは、本当は給食無償化、去年もさせていただきました。ですが、今回は心を鬼にして考えて、一般財源、笑われてますね。

議長（前川 和也議長）

傍聴席ね、静かにしてくださいよ。

10 番（尾崎 孝子議員）

笑われた方、大丈夫ですか。

皆さんの思いに添えていないのかもしれませんが、ちょっと笑うのはいかなものかと

思います。

議長（前川 和也議長）

これ、警告ですよ、傍聴席。

10番（尾崎 孝子議員）

よろしくお願いいたします。

これは言いたくなかったですが、私たちを敵にするような言い回しがあったと思います。街宣車でも。それはまた皆さんの討論の中でお話しさせていただいたらいいと思います。

私たちは、本当に正々堂々、議員として皆さんの大事な大事なお金を次世代のために続けていくために考えております。そして、町長は、今回は公約ではないとおっしゃっていらっしゃいましたが、将来公約に、将来と言ったら駄目ですね、公約ありき、給食費ありきで考えられておられます。そこを私たちは強く反対しております。

そして、一般財源、財政、ため込んでいる基金ではございませんので、しっかりと足に地をつけて、しっかり皆さんのお金を大事に使っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

他に、ご質疑はありませんでしょうか。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

議案第46号の修正案について質疑を行いたいと思います。

まず、今回のもともとの原案から出されたものなんですけども、今回の補正予算の原案のほうでは、物価高騰による生活者支援として、水道基本料金の全額免除の2か月延長、町立小・中学校給食費の3学期分の補助の2点を、生活者支援として行われる補正予算がついておりました。

この2つの事業は、ともに物価高騰に対する生活者支援であります。これは国がこの交付金を使うに当たり推奨されている事業のメニュー、生活者支援の中には、具体的に学校給食費等の支援が示されております。水道基本料金の減免、そして小・中学校の学校給食費の助成については、ともに物価高騰対策として重要なことは周知の事実かと思えます。

そのような状況の中、給食費の補助だけを削除した修正案を提出したことに、そのことについて質疑を行いたいと思います。

先ほど財源のこともおっしゃっていました。後年度にも負担がかかることもおっしゃっ

てました。確かに忠岡町、学校の施設についてはもう築50年を超える施設も多くなってます。中には、築70年にもなる施設があることも承知しております。今後、大規模改修や長寿命化の工事も必要となってきます。その財源としてですね、一般財源も一部使用しますが、大部分は国の補助金や地方債を活用することで対応可能となります。

地方債について、総務省の資料では、住民負担の世代間の公平のための調整と題して、将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちつことを可能としていると示されています。学校という施設は、建設してから当然数十年と後世代が使用するものなので、支払いについては後年度へ平準化することにより、単年度に大きな負担とならないよう配慮がされていることとなります。

今、そこに配慮すべきではなく、本当に今配慮すべきことは、物価高騰による負担軽減を少しでも行うことが必要であります。その点について、後年度の負担もあると言っていますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

物価高騰対策として、給食無償化のことを国も推奨しているということですが、物価高騰対策というのは、全国民、全町民、皆さんが困っていらっしゃるようになっております。そして、国が物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、メニューをつくってくださっています。

それが今回、私たちの町には、交付金、水道料金で使ったということで、ないということ。そして、水道料金も2か月で数えますので、余った分は一般財源を使わせていただいています。その物価高騰対策に使える交付金が今は、今というか3学期の分、今回の分がありません。一般財源を使うということ、物価高騰対策にはやはり偏った方、偏ったという言い方はあれなんですけれども、一部の方だけを優遇するのはなかなか認めにくいかなと思います。

そして、これからの課題、お子さん、本当に給食、お金がかかると思います。野菜一つ買うのにもなかなか手が出ません、高過ぎて。そういうこともあります。子どもたちにはおなかいっぱい、良い質のものを楽しく食べていただきたいんです。これを無償化にしようことによって、質と量、制限される可能性もございます。それを心配して私どもは言わせていただいています。保護者の方に負担していただくこと、それで保護者の方が声を出すことができます。おかずを1つ足してとか言えると思います。皆さんの公平性を考えると、今回一度立ち止まっていたきたいと思っております。

答えになっているかあれなんですけど、これしかちょっと言えませんが、以上です。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

物価高騰対策ということで給食費の無償化はちょっとどうかなということであって、一般住民に広く届けることが重要であると、それは分かるんです。

ただ、給食費を無償化した分、物価高騰で野菜とか食品が高くなっています。それを家の食材費に回せば、家の食事がさらに良くなると。そういったこともあって、その分の負担を1回給食費、助成することによって、家庭の負担も少なくなるかなと思っています。

あと、一般住民に広く行き渡るということで、水道料金、今回もともと6か月やった分をプラス2か月延長でやっております。広く住民にも水道、忠岡町はそういった交付金を使って、ちゃんと手当、支援をしておりますので、それにプラスしてですね、忠岡町の総合基本計画の中の基本構想、ここの最初のほうに、将来像としてこういった文言があります。「人口減少が進むと推測され、特に子育て世帯の転出が多くなっています。子育て世帯への訴求力が求められていることを踏まえ、子育て世帯が過ごしやすい環境の充実が必要です」と、忠岡町の総合計画にもこういうふうに書かれております。

ということであれば、やはり今物価高騰で、確かに皆さん大変なところはあると思いますが、総合計画に書かれているとおり、子育て世帯への充実した支援、こういったことが必要ではないでしょうか。

あと1点で結論とさせていただきます。

今回、こうやって補正予算の中で、給食費助成を削除の分が出てきましたけども、この削除した分、その提出者ですね。生活支援、ほかの生活支援は何かお考えあるのでしょうか。特に忠岡町が提案した子育て世帯への支援、これ、議員側が削除した分の埋め合わせが必要ではないでしょうか。委員会でも物価高対策が必要として示していたのなら、議員は議員提案権もございます。そういったことで代替案を提案することも可能だったと思いますが、それを提案しなかった理由を教えてください。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

まず、総合計画による子育て世帯に充実した支援が必要ということで、今までもしっかりと子育て支援はされているかと思います。

それと、代替案は、やはり子どもさん、0歳から18歳、みんなに行き渡るような代替

案を考えております。私が勝手にそういうことはちょっと行政ではないので言えないと思うんですが、私の中では、給食室の冷蔵庫の水漏れを直す、また給食の米飯の食器をしつかり新しいものに変えていく、給食室で働く方の改善、または老朽化した学校、幾らでも代替案というか、子どもたちのために使っていくお金はあるかと思えます。

今なら給食の材料費に使ってしまって、なくなってしまう。ではなく、将来に向けて学校の施設にお金を足してあげて、そして長く使っていただくような形で、行政の方と私たちも話し合いをしていきたいと思っております。

ただ単にお金ではなく、有意義な使い方をしていきたいと思っておりますので、そして逆に、給食費以外に何か考えられたことはあるのかと逆にお尋ねしたいぐらいでございます。

以上です。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

有意義なお金の活用ということですけど、給食費の助成について、これはじゃあ有意義ではないんでしょうか。私は、今やっぱり子育て世帯というのは物価高、本当に苦しい状況であります。様々な、当然光熱水費も高くなってますし、塾代も上がってます。いろんな習い事も皆さんされてますので、今やっぱり18歳まで子どもを育てようと思ったら、大体2,000万から3,500万のお金がかかってくると言われています。

そういった中で、少しでも忠岡町ができること、それがすぐにできることというのであれば、まずは今までやってきた給食費の助成ですね。これは過去、令和2年度から、いろんな新型コロナの交付金とか、物価高対策の対応の交付金とかで利用されていたと思います。そのときの保護者の声を聞くとね、やっぱり本当に助かったと。これがなかったらまではいけないですけども、これでまたほかのこともできると。そういった保護者の声も多数いらっしゃいます。

そういったことで、忠岡町としてこれからの忠岡町を支えていく子育て世帯、そして子どもたちに、やっぱりより充実した支援が必要ではないかと思っております。

財政のことも先ほども何回もおっしゃってましたけども、忠岡町、ちょっと財政調整基金を調べてみました。調べてみると、令和元年に一度、繰入金を9,000万していますが、令和2年度から繰入金、一切しておりません。

当然、予算を組む際に2億7,000万とか、今年度に関して2億7,000万、財政調整基金を入れているという話もあったんですけども、過去5年間、大体少ないときで9,200万円、多いときで2億7,000万、こういった予算を組む際に繰入金を入れ

ておりますけども、決算の際、一切、繰入金の入金はゼロになっています。

それだけずっと忠岡町、黒字が今続いている状態であり、基金残高もですね、令和元年では8億3,000万しかなかったのが、令和7年、この会の議案第46号ですね、これが補正予算で入れられるとなると、もう20億を超えてくると。そういった基金を持っているのに、やはり子育て支援というのは、それに対しての支援は行わないと、将来に向けてやっぱり何か考えていかなければならない。それも大事です。

でも、やっぱり今現在、私たちが子育てしている子どもたちに、まず支援することが将来につながるのだと思いますので、そういったことで、これで質疑は終わりたいと思います。

以上です。

議長（前川 和也議長）

答弁は。

11番（二家本 英生議員）

答弁は要らないです。

議長（前川 和也議長）

では、他の方の質疑を認めます。

2番（今奈良 幸子議員）

はい。。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

お聞きします。本町に住民票がある小・中学生、人数と、令和7年度の就学援助補助事業対象者と、特別支援教育就学奨励事業対象者の人数、そして給食費の支給をされている方は、全体の何割に値するのか、お示してください。

議長（前川 和也議長）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

申し訳ございませんが、令和7年度についてはまだ確定していませんので、数値が手元にごいませんので、令和6年度の数値でお答えさせていただきたいと思います。

令和6年度の就学援助費の支給状況でございますが、小学校の要保護、それから準要保護の対象者数につきましては、133人で18.1%、中学校の要保護、準要保護対象者数については62人の15.9%、それから特別支援教育就学奨励事業の対象者数につきましては、小学校が12人で1.6%、中学校が2人で0.5%でございます。全体としますと、18.5%ぐらいになりますので、約2割弱程度かなという数字でございます。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

ありがとうございます。この制度ですけれども、この制度は給食費を無償に現在されている方ですね、支給をされている方が約 2 割の方おられると。それは、今回の修正案じゃない場合は、この 2 割の方には行き届かないということが今分かりました。

そしてあと、理事者の方と町長にもお聞きしたいと思います。まず、理事者の方に、福祉文教委員会が終わった後に、町長から何か指示があったのか。また、あった場合、どのような内容であったのか、教えてください。

そして、町長には、福祉文教委員会が終わってから議案を通すために、理事者に何を指示をされたのか。あればどのようなことを指示し、何が分かったのか、その内容も教えてほしいこと。あと、議員に対して何かされたのであれば、何を行ったのか。

3 点目、住民の皆様にはどのようなことをお訴えしてこられたのか、教えてください。

議長（前川 和也議長）

まず部長から。柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

理事者側ということでお答えさせていただきます。

福祉文教常任委員会の前からでございますけれども、一応ご指示を頂いておりましたが、内容につきましては、各課や党に対しましては、この議案の内容等に関しては、必要な範囲で十分説明するようというようご指示は頂いておりました。

議長（前川 和也議長）

町長に対しても向けられていたと思いますが、町長。

町長（是枝 綾子町長）

福祉文教常任委員会の中で、いろいろご意見を頂いたというところで、私立学校のほうに行かれていますお子さんはどのぐらいいるのかということは調査を指示をいたしまして、50 人弱いらっしゃるというところもちょっとお聞きをして、その方々にできることはないのかと、給食費の助成とかできないのかというところでの試算というところと、この財源の範囲内でできるかというところでは、ちょっとなかなか難しいところがあるということですので、そういった公立小・中学校に行かれていない方々についての、どのぐらいいるのかという、ちょっとそういう調査はいたしました。

そういった方々も物価高騰のあおりを受けているということには変わりはありませんし、また給食費の補助ということですので、お昼ご飯の補助じゃありませんので、給食費を支払っていらっしゃるというところでは、やっぱり私立に行かれています方も対象に該当するという考え方は、私自身もそういう理解を深めてきたところでございます。

この補正予算が通るためにどういったことをされたのかということでもありますけれども、議員の皆様にも再度そういったご理解をお願いしますというお声かけは、できる範囲で

はさせていただきましたが、今日どういう結果が出るかというところは、私はちょっと存じ上げないところでございます。

以上でございます。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

職員の方というよりも町長自らですね、調査していただいたということは1点分かりましたけれども、議員に対してやったということですが、私のところには来られなかったので、どう思っているのかなというのですけれども。

あと、最後ですね、住民の皆様に対してはどのようにお訴えをしてこられたのか、最後答弁頂いてないので、その分お願いいたします。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

住民の方への訴えということで、議案の審議中ということもございますし、私が何かできると住民の方に訴えるということは、なかなかしづらい状況ではあるかと思います。訴えるということは、別に法的に何の制限もございませんし、することはできますけれども、特にこういったことをいっばいたくさんしましたということではございません。

あとは、議会のご議論を住民の皆様がどのように感じてご判断されるかなというところではあるかというふうに思います。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

本件は、委員会付託を省略いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、議案第46号の原案及び修正案について、一括討論に入ります。

まずは、原案に賛成者の発言を許します。

3 番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3 番（北村 孝議員）

議案第 4 6 号、令和 7 年度忠岡町一般会計補正予算（第 5 号）について、賛成の立場で討論をいたします。

10 月にも 3,000 品目に達する食料品等々の値上げが報道されております。そういった社会情勢に、住民の皆さんの経済的負担軽減の対応として、現在取り組まれております水道基本料金の全額免除の期間を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加分を活用し、2 か月延長し、子育て世帯への経済的負担の軽減をするため、小・中学校の 3 学期分給食費を補助。なお、給食費無償化については、国において 3 党合意し、来年度から段階的に実施されると伺っております。

今回出されている小・中学校給食費補助の財源は、町財政の一般財源からの捻出であり、将来的には財政に影響が出るとのことが担当部局からの答弁もありましたが、近年の長引く物価高騰から必要と考えます。その上で、町内に在住しながら私学に行っているご家庭が対象でないことについては、公平性の観点からいかななものかと思います。

また、公明党は無償化を進める上で、恒久財源の確保や公平性といった課題の解消が必要と考えます。

以上のことをもって、賛成討論といたします。

議長（前川 和也議長）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

2 番（今奈良 幸子議員）

はい。。

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2 番（今奈良 幸子議員）

修正案に賛成、原案に反対の立場で討論いたします。

福祉文教委員会を終え 20 日間がたちましたが、一度たりとも是枝町長から、私のほうには何もアクションはなく、それどころか、先頭に立ってマイクを握り、共産党議員団やある団体とともに、駅前にてこの議案が否決されたこと、反対への疑義とともに、維新の批判を町民に訴えていたこの事実は、地方自治法第 147 条にある「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する」というお立場である首長がする行動として考えると、丁寧さ、謙虚さに欠け、あるまじき行為だと私は感じております。

本気で議案を通したいと思うのであれば、前町長もされておりましたけれども、住民の代表として、その町村の意思を決定する重要な職責を持っている議員に対し丁寧な説明を行う必要があったのではないのでしょうか。

町長の支持者である共産党忠岡町議員などによりチラシが配布されておりますが、私の反対討論を全文載せず、切り取って解釈を交えた文章を載せたことにより、町民の皆様に誤解を招きましたが、その方々に反対討論の全文と意思をしっかりと説明したところ、納得していただき、維新も誤解をされているから事実を載せたチラシを出すようにとの心配のお声と、応援のエールも頂いている事実があります。

町民の皆様の声に耳を傾けることは大切ではありますが、私たち議員として職責をしっかりと果たす必要があります。

議員必携には、判断をする際には2つの側面があり、議員は全体の代表者であり、奉仕者であるという全体的立場に立っての一般的な意思による判断である。また、反面において、選挙において、自らの選挙母体となった地区なり組織の立場に立っての文化的な意思による判断であると言われる。そして、議員としては、この2つの側面から働く一般的意思と文化的意思が合致するときは何ら問題はないが、それが相反し矛盾する場合の判断が大事であって、そのような場合、議員たる者は自己の内部において、これを調整、統合し、消化する義務を有するのであると書かれており、今まさにこの状態にあると感じています。

今回の争点は、教育無償化を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で行っているか、一般財源で行っているかという財政面、そして住民の福祉の向上を目指し、物価高騰対策、子育て支援の政策を考える上で、大阪府下74%が行っているからや、住民の声であるからというだけで1,600万円近くの一般財源、住民の皆様から集めた税金を使うのにもかかわらず、比較検討など調査を一切行っておらず、根拠が欠如しており、拙速であると言わざるを得ません。

財源面では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使って、本町は8月から12月分の水道基本料金全額免除を行い、今回の補正で追加2か月分を交付金と、一般財源で足りない部分を補い、住民全体が平等に行き届いた事業を行う運びとなっています。

一般財源で行うのであれば、措置的な対応をとる必要はないので、まずは財源を生み出す体制づくりを行い、本町において持続可能な行財政運営を実現するために、子育て支援や物価高騰対策に関する政策を、段階的かつ計画的に検討を実施していく必要があります。

例えば、お隣の泉大津市の非常事態下における金芽米の特別販売のように、市民の生活の安定を図る公共的目的で行う政策は、需要があり、しっかり考えられた社会情勢に沿った自治体独自のものになっています。

以上のこと、及び福祉文教委員会でもお伝えしたとおり、町立小・中学校給食費助成の部分において、公平性、持続性、説明責任の3点で課題が解消されていないこと、特に首長というお立場であるにもかかわらず、政策立案過程を踏んでいないため、根拠が不明確である補正予算には賛成できかねますので、修正案に賛成いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

続きまして、原案に賛成者の発言を許します。

6 番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

修正案に反対し、原案に賛成する討論をいたします。

この物価高の中で、子育て世代は大変です。食材も上がって、本町での給食の代金は小学校で約 6, 0 0 0 円、中学校で 7, 0 0 0 円です。先ほどから出てますが、大阪府下の 7 4 % の自治体も中学校だけ無償化する、あるいは小学校だけ無償化するとか、いろんな形で無償化にしています。

先日、子育て世代の経済的負担を軽減するための給食無償化、質の向上の署名を、短期間で集めて、2, 4 9 0 筆集まりました。

お隣の岸和田市では、維新の会、自民党、公明党、共産党など全会一致の賛同で、2 学期から給食無償化が実現しています。国も無償化推進を検討している動きもあります。ぜひ本町でも、住民の暮らしを守る高物価対策として、子育て世代を応援しようではありませんか。本件は、3 学期の実施を提案しているものであります。財源も示されているとおりで、心配するものではありません。どうかよろしくお願いします。

議長（前川 和也議長）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

8 番（田辺 みき議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

田辺議員。

8 番（田辺 みき議員）

8 番、田辺みきです。議案第 4 6 号、令和 7 年度忠岡町一般会計補正予算（第 5 号）の修正案について、賛成の立場から討論いたします。

私は、令和 7 年 9 月 1 0 日、福祉文教常任委員会にて、本年度 3 学期、町立小・中学校給食費全額助成事業費 1, 5 7 2 万円を一般財源で充てる補正予算案について、反対を表明いたしました。

まず、給食費無償が必要な非課税世帯と低所得世帯に対しては既に実施されています。さらに、子育て支援、教育費無償、子ども手当等で現在も実施されています。

物価高騰対策が収まるまでということでしたので、この物価高騰の状況が長期化した場

合、給食費全額助成事業が年度を越えて実施された場合の財源についてお伺いしたところ、理事者によるご答弁として、限られた財源である中で、教育施設の老朽化対策など優先すべき他の事業との慎重な協議が必要であるとして、明確に財源が確保されるご回答は得られませんでした。

仮に今回の助成事業が通年の事業として恒久化された場合、今回は3学期だけで1,500万円の予算ですから、単純計算でも5,000万円前後の予算が必要となります。こうした状況で、予算を捻出するとなると、長期的には教育施設の老朽化対策などの事業を後回しにするか、基金を取り崩し、やがては町債を発行して対応するほかありません。前者の場合、子どもたちの安心・安全にかえってマイナスとなりかねません。

既に教育費は物価高などで圧迫されている状況にあります。令和7年度の予算の教育費は7億円と、前年度から1億4,000万円程度増えています。例えば光熱水費だけで、小学校では800万円、中学校では300万円、合わせて1,100万円にわずか1年で増えています。ここに恒久的に5,000万円を上積みすれば、現場へのしわ寄せは避けられません。

特に現在の物価高は、食料品がインフレしており、8%から9%台の上昇だと指摘されています。こうした中で、給食を無償にするといい税負担化することで、1食当たりの給食費はむしろ予算で固定化され、給食の中身がインフレに伴ってどんどん量と質が切り下げられ、子どもたちが満足できないものとなっていきます。仮に補正予算などで機動的に給食費を底上げしても、それは町の財政を直撃することになります。

もちろん基金という貯金を取り崩し、あるいは町債を発行するという方法もありますが、それは本当に子どもたちのためになるのでしょうか。借金とは、基本的に税負担の将来世代への先送りです。今の私たちが借金を返済できない場合、それは大人になった子どもたち自身が返済する側に回ります。つまり、借金依存型の給食無償化は、子どもたちに優しく見せて、彼ら自身にその負担を押しつけることになりかねないわけです。

皆様ご存じのとおり、現在の町の財政状況は、過疎化、少子・高齢化等で厳しい見通しこそあれ、決して楽観できる状況ではなく、基金の取崩しは慎重にならなければなりません。物価高そのものも、海外・国内要因が複合し、短期で収まる保証はありません。海外に目を向ければ、国際情勢は非常に緊迫しており、物流網が滞ったり寸断されてもおかしくない状況です。

そもそも2022年から続く現在の物価高も、きっかけはウクライナ戦争で、その影響は現在も残っています。国の内側に目を向けても、コロナ対策で財政が膨張し、国の債務がさらに膨らんだ結果、利上げもままならなくなり、円安による輸入コスト上昇と物価高を招いている側面があります。加えて、人手不足やインフラの老朽化がこれに拍車をかけています。

少子・高齢化が一層進み、日本の基礎的な国力、税基盤の維持が難しくなる中で、海外

情勢も予断を許さない状況で、物価高が短期に収束すると見るのは危険です。中長期を見据えた持続可能な対策の検討が必要です。

物価高騰対策ということをおっしゃるのであれば、町民全員に対する影響をよくよく見ながら慎重に検討すべきです。特に一律の無償化は、どうしても支援が薄く広くなり、本当に困っている人を救うには困難な反面、町への財政負担は極めて大きくなります。

また、物価高そのものは、町民全員の生活における切実な問題である一方で、子どもがおられない世帯、年金等限られた収入の中で生活をしている世帯などもあり、著しく公平性を欠くと判断します。

以上のことから、拙速に一般財源を充ててまで強行することに対して重く懸念する立場で、反対の意思を表明させていただいた次第です。ですので、令和6年度3学期の町立小・中学校給食費全額助成事業に対する委員会決議、否決分を除くこのたびの補正予算修正案について、賛成の立場を表明させていただきます。

なお、最後になりますが、別の論点を付け加えさせていただくことがございます。さきの常任委員会での否決直後、翌日から町内を街宣車が走行し、私の知る限りでも2種類のチラシが配布されました。

配布されたチラシの1つは、日本共産党忠岡町議会議員団の議会報告となります。そこには、否決した議員の名前と反対理由が記載されていましたが、特に私たちが最も重視した一般財源への影響については具体的な説明がなく、結果として切り取られ、誤解を招きかねない形で広められております。表現の自由そのものは尊重されるべきものです。しかし、今回のように、定例会中、しかも採決前の段階で議員個人を名指しし、部分的な情報を用いて世論を動員しようとする行為は、議会の自由な審議と独立性を侵す圧力となりかねません。これは、議会制民主主義にとって看過できない問題であります。

採決が終わった後に賛否の理由を住民に伝えることは当然の政治活動の自由であります。しかし、採決前に議会の判断を外部から操作しようとすることは、議会の自立性に対する挑戦であり、制度の根幹を揺るがすものであります。今回の事例を単なる一会派や一団体の活動として、矮小化すべきではありません。

地方自治は民主主義の学校と呼ばれています。忠岡町議会ハラスメント防止条例では、第3条、議員の責務として、議員は町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理感を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならないと定められています。

だからこそ、議員としての立場から、採決前に外部から圧力をかけることの是非を明確に問いかけ、議会制民主主義を守る姿勢を示すことが必要であると考えます。

以上で発言を終わります。

議長（前川 和也議長）

次に、原案の賛成の方の討論を認めます。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

修正案に反対、原案に賛成の討論をいたします。

これまで大きな財政負担、財源のことでいろいろと質問もあり、討論もありました。質疑の中で、財源につきましてですね、きちっと私、数字も示したところであります。その中身といいますと、繰越金 1 億 7, 0 0 0 万、そしてちゃんとそこは財政調整基金に積んでいるというところと、交付税の算入もあったというところであります。そして、決算を打ちましたら、実質収支は約 1 億 7, 0 0 0 万とあったというわけであります。

1 つ、お隣の岸和田市さんは交付金とふるさと納税も使ってということもありましたけれども、それでしたら、本町も財政調整基金に積まなくて、それを使ったら、それは反対ではなかったのでしょうか。ちょっとそこら辺は私も疑問に思うところであります。

それで、物価高で暮らしが大変であるというのは、もちろんだの世帯もそうあります。ですから、今回は全世帯に行き渡る水道料金の減免、これも盛り込まれております。

あともう 1 つ、今、公共施設の老朽化対策でお金が要するという意見もございました。これのことについて一言申し上げておきますと、公共施設、もちろん教育施設、それから公用施設、いろいろとあるわけなんですけども、これを老朽化対策とか、例えば建て替えとかですね、いろいろとあるわけなんですけど、そこで地方債、地方債を必ず大体発行してやっているわけなんですけども、発行の割合というのは教育施設であれば大体 9 0 %、それから公用施設であれば 7 5 %と、残りは一般財源から出すという形になろうかと思うんですけども、全てね、ですから 1 0 0 %、例えば基金を崩してこの老朽化対策に使うということはないわけです。必ずこの地方債を発行する。

その理由はですね、やはり公共施設というものは、今私たちじゃなくて、後々の住民の方も使うわけありますから、やはり地方債を発行して後々の方にも負担をしていただくという公平性を持つためにね、この地方債を発行するんです。ですから、もし老朽化対策をするとしたら、財政調整基金をそれを使ってやるということは間違いでありますので、そこはきっちりとお調べ願いたいというふうに思います。

ですので、老朽化対策にお金が要するというのはよう言うてはりますけども、そこは地方債を発行して後々の方に、将来使われる方もいらっしゃいますので負担をしてもらうと、これは公平性を保つ上で大事なことだというふうに思います。

ですので、やはり先ほどから、子どもが宝だとか、それから子どもさんもない方もいらっしゃるとか、そういったこともありましたけど、やはり子どもというのは社会全体で育てていくものでありますし、大きくなったらやっぱり税金も払っていただくと、そうい

ったこともありますので、そのことは言わせていただきます。

ですので、この修正案に反対で、給食費を削除するということの理由、これは私の先ほどの質疑でも財源もきっちり示したところではありますが、きっちりとしたお答えはなかったというふうに思います。

ですので、この修正案には反対をし、原案に賛成ということでちゃんと討論をいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、修正案に賛成の方の討論を認めます。

7 番（森野 良一議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

森野議員。

7 番（森野 良一議員）

令和 7 年度忠岡町一般会計補正予算（第 5 号）について、原案に反対して、修正案に賛成の討論をさせていただきます。

物価高騰対策ということで進められておられるんですけれども、物価高騰対策で国のほうでも今、非課税世帯や子育て世帯に対する給付金を支給してくださっています。また、1 人 4 万円の定額減税を実施するなど、主体となって物価高騰対策をしていただけてきました。要は、国がアクションを起こしてから、地方自治体、そしてこういう町に下りてくるのが物価高騰対策かと思います。だから、まず一般財源を使って先にするのではなく、まず地方自治体や国へ物価高騰対策として投げかけるのが先やと思うんです。

要は、これを一般財源で進めていくと、財政が破綻するのが早くなり、そして、そのツケが、私も一般質問のときにも申しましたけれども、私も子育て世帯の 1 人ですし、家計が楽になることは非常にありがたいことですが、そのツケを子どもたちの世代がかぶることだけは避けたいんです。

だから、別にこの無償化を反対しているわけじゃないです。国からの補助があるのであれば賛成なんです。ただ、一般財源でずっと続けていくということに対して反対しているだけであって、ちゃんと国からの補助金の下りるのであれば私は賛成という考えを持っておりますので、今この物価高騰対策ということでの小・中学校の一般財源を使っの給食費無償というのには賛成できないという思いであります。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、原案の賛成の方の発言を許します。

11 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

議案第46号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、原案賛成、修正案反対の立場で討論を行います。

総合計画の基本構想の最初、将来像でこのような文言があります。「人口減少が進むと推測され、特に子育て世代の転出が多くなっています。子育て世代への訴求力が求められていることを踏まえ、子育て世代が過ごしやすい環境の充実が必要です」とあります。

今回、国の物価高騰対応の交付金の推奨メニューでも、生活者支援として4つのメニューが挙げられています。その2番目に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援が挙げられ、小・中学生の保護者の負担を軽減するための小・中学校等における学校給食費等の支援と、具体的に挙げられています。

国の推奨メニューに挙げられているぐらい重要とされていますが、今回の組み替え動議で削除されようとしています。本来であれば、水道料金の基本料金減免も含めて、この両事業、同等に扱う必要がありますが、子育て支援だけを削除するのは総合計画の基本構想からも外れており、総合計画が根本から覆され、全く理解できません。

また、福祉文教常任委員会でも、町からの答弁があったように、財源が限られているので一定期間の負担軽減についてその都度協議していく予定とのことでした。財政負担を問題視する声もあるのも理解していますが、国の補助金や有利な地方債を十分検討することで、後年度の財政不安を抑えることも可能です。

私自身、給食費の助成については、議会で何度も無償化をはじめ、物価高騰によって値上がりした給食費相当分の助成を求めてきました。理由として、子育て世帯には平均約2,000万円から3,500万円が必要だと、文部科学省や厚生労働省、各種民間調査の結果が出ており、少しでも子育て世代の負担を軽減する必要があると感じているからです。

過去、コロナ禍のときや物価高騰対応の交付金で給食費が助成となったとき、保護者の皆さんは大変助かったと喜んでおられました。子育て世帯の負担軽減をすることで、子育て世代が過ごしやすい環境の充実が可能であり、総合計画の趣旨にも十分合致します。

体育館のエアコン設置の工事も遅れ、子どもたちや保護者の皆さんには苦勞をかけているところです。だからこそ、現在、急激な物価高により子育て世帯をしっかりと支える策が必要であります。よって、給食費助成費用が含まれる原案に賛成し、修正案には反対いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

修正案に賛成、原案に反対の立場から討論いたします。

まず、補正予算について巨額な支出ですね。一般財源を使っていること。そして、巨額支出の給食費というのは約 1, 5 0 0 万円程度ですね。関わらず、何の比較対象も考えず、簡単にこういう議案を提出したこと。そして、内容を吟味せずに、とにかく給食無償化したいとの思いで町長は議案提出したと。

町長の公約の中で、今まで町長になられてから何一つできてないということで、そしてその公約、物価高騰とおっしゃってますが、その中で給食費無償化というのを公約として挙げておられて、これを出してきたというのはが分かるんですが、もう少しよく考えて行動していただきたいというふうに思います。

そして、先ほど田辺議員からもいろいろありましたが、私も思うんですけれども、実際、私の家にも反対されたというビラが入っておりまして、首長自らですね、福祉文教委員会で否決になってから、共産党と一緒にですね、駅前で演説して、反対されたという不満を訴えていらっしゃったということを聞きました。やはり、私は一般質問でもいつも言ってるように、首長、町長たる者ですね、のあるまじき行為だと私は思います。

やはり議員のときと、町長、首長になった立場、先ほども共産党の方から議員と町長は立場が違うというふうにおっしゃられたとおり、やはりその辺のところをよく考えて行動していただきたい。これは常に一般質問でも私は言ってます。でないと、忠岡町の行政が本当におかしな方向に行っております。実際その辺のところをよく考えていただいて、共産党とともにですね、こういう行政を行うのもいろいろ考えて行っていただきたいと。後ろからあおられたり、いろいろあると思いますが、その辺のところはですね、一緒になって演説を行うなどという行為は絶対に行ってほしくないというふうに思いますので、その辺のところはよく考えて行動していただきたいと思います。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。ないですか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

修正案に賛成の方もないですね。

（な し）

議長（前川 和也議長）

では、なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、議案第４６号 令和７年度忠岡町一般会計補正予算（第５号）についてを、採決いたします。

まず、本件に対する修正案について、起立により採決いたします。本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（可否同数）

議長（前川 和也議長）

可否同数でありました。したがって、地方自治法第１１６条第１項の規定によりまして、私、議長が本件に対して裁決いたします。

本議案に対する修正案について、私、議長は可決と裁決いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、修正可決した部分を除く原案について採決いたします。修正可決した部分を除く原案のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、議案第４６号の修正可決した部分を除く原案は可決されました。

議事の都合により、これより暫時休憩に入りたいと思います。

再開は午後１時。午後１時からの再開といたします。

（「午前１１時５７分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

（「午後１時００分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

日程第６、議案第４７号 令和７年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第４７号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案の可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４７号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続きまして、日程第７、議案第４８号 令和７年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論はなしと認めます。

これより議案第４８号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４８号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第８、議案第４９号 令和７年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第４９号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４９号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第 9、議案第 50 号 令和 7 年度忠岡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

日程第 10、認定第 1 号 令和 6 年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、日程第 11、認定第 2 号 令和 6 年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上の 2 件を一括して議題といたします。

本件は、9 月 5 日の本会議におきまして、決算審査特別委員会に付託し、審査を行いました。

これより、決算審査特別委員会の尾崎孝子委員長より審査の結果報告を求めます。

委員長（尾崎 孝子決算審査特別委員会委員長）

議長。

議長（前川 和也議長）

どうぞ。

委員長（尾崎 孝子決算審査特別委員会委員長）

前川議長のお許しを頂きまして、ただいまから決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、令和 7 年 9 月 5 日開会の第 3 回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました令和 6 年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定、及び令和 6 年度忠岡町下水道事業決算認定について、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、9 月 16 日、17 日、19 日の 3 日間にわたり、町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計及び下水道事業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果

についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、河野隆子副委員長、今奈良幸子委員、北村孝委員、森野良一委員、私、尾崎孝子が出席のもと審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されています決算書のとおりであります。

経営戦略課より令和6年度の一般会計の決算状況について説明がありました。まず、令和6年度の一般会計決算規模は、歳入で78億763万1,000円、歳出で76億359万2,000円となりました。

歳入については、公共施設整備基金繰入金、シビックセンター等ESCO事業債や町民運動場防災倉庫等整備事業債などの地方債の反動減や繰越金の減により、前年度と比べて9億5,117万4,000円、10.9%の減となりました。

歳出については、シビックセンター等ESCO事業、町民運動場改修事業や東忠岡地区認定こども園整備工事など大規模な事業の完了に伴い、投資的経費の減により、前年度と比べて10億4,744万7,000円、12.9%の減となりました。

決算収支につきましては、歳入歳出差引額は2億403万9,000円、実質収支は1億7,390万1,000円の黒字となりました。

また、単年度収支は6,648万1,000円の黒字、実質単年度収支は2億6,029万9,000円の黒字となりました。

歳入においては、町税は2,967万円の減、地方交付税は国税収入の伸びによる再算定に伴う増などにより1億982万5,000円の増、国庫支出金が都市構造再編集中支援事業費補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの減により5,379万6,000円の減、府支出金が自立支援給付事業負担金や児童発達支援事業負担金の増などにより5,193万4,000円の増、寄附金がふるさと応援寄附金の減により668万8,000円の減、町債がシビックセンター等ESCO事業債や町民運動場防災倉庫等整備事業債などの減により6億9,814万2,000円の減となるなど、歳入全体では、前年度比9億5,117万4,000円の減となったとのことです。財源構成におきましては、自主財源の割合が39.6%、依存財源の割合が60.4%と、依存財源割合は昨年度から微増となっています。

一方、歳出では、義務的経費において、人件費が1億3,780万6,000円の増、扶助費が介護給付・訓練等給付費や児童手当の増などにより、1億5,598万7,000円の増、公債費が8,212万2,000円の減となるなど、義務的経費全体では2億1,167万1,000円の増となりました。

投資的経費は、シビックセンター等ESCO事業や町民運動場改修工事などの完了に伴う減により10億7,182万1,000円の減となりました。

補助費等につきましては、町立小・中学校給食費助成金の減などにより2,788万

2, 000円の減、積立金は前年度繰越金やふるさと忠岡応援寄附金に係る基金積立金の減により2億8, 316万3, 000円の減となりました。

歳出全体では、10億4, 744万4, 000円の減となったとのことです。

結果、令和6年度は、財政調整基金の取崩しはございませんでした。引き続き健全な経営に努めてまいりますとのことです。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計については、歳入が17億4, 438万5, 000円で、前年度と比べて6, 416万3, 000円、3.5%の減となりました。歳出は17億4, 278万2, 000円となり、前年度と比べて5, 833万5, 000円、3.2%の減となりました。

歳入歳出差引額（実質収支）は、160万3, 000円の黒字となっております。

次に、介護保険特別会計については、歳入が17億4, 832万7, 000円で、前年度と比べて3, 694万3, 000円、2.2%の増となりました。歳出は17億2, 695万円となり、前年度と比べて6, 748万6, 000円、4.1%の増となりました。

歳入歳出差引額（実質収支）は、2, 137万7, 000円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入が5億7, 822万5, 000円で、前年度と比べて3, 606万2, 000円、6.7%の増となりました。歳出は5億7, 051万4, 000円となり、前年度と比べて3, 778万円、7.1%の増となりました。

歳入歳出差引額（実質収支）は、771万1, 000円の黒字となっております。

次に、下水道事業決算については、企業会計方式の経理方法により、管理運営に関するもの（収益的収支）と施設の建設に関するもの（資本的収支）に区分しています。

収益的収支については、収入が7億7, 330万3, 000円で、前年度と比べて5, 497万4, 000円の減、支出は6億9, 785万8, 000円となり、前年度と比べて3, 670万7, 000円の減となりました。収入から支出を差し引いた純利益は7, 544万5, 000円となり、前年度に比べ1, 826万7, 000円の減となりました。

資本的収支については、収入が4億7, 890万円で、前年度と比べて353万6, 000円の増、支出は8億8, 016万9, 000円となり、前年度と比べて2, 071万8, 000円の増となりました。収入から支出を差し引くと4億126万9, 000円の収支不足となり、この収支不足額は減債積立金や減価償却費で補填するとのことです。

次に、財政分析等の説明がありました。

経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する指標の1つで、法定普通税や普通交付税などの経常一般財源等収入が、人件費、扶助費及び公債費のような経常的経費にどの程度充当されているか、その割合によって財政構造の弾力性を見ようとするもので、

この割合が低いほど財政構造は弾力性に富んでおり、行政運営にとって好ましい状態とされています。

本町の令和6年度の経常収支比率は98.6%で、前年度（99.9%）より1.3ポイント改善し、前年に引き続き4年連続で100%を下回る結果となりました。

令和6年度の経常収支比率が改善した要因は、経常収支比率を算定する上で算定式の分母となる経常一般財源等収入において、普通交付税が追加交付によって大幅に増加したことによるものです。次年度以降、同水準の収入を確保できない、もしくは経費の圧縮がなされなければ、比率は悪化する可能性があり、予断を許さない状況になってしまうとのことです。

経常収支比率の推移については、昨年に引き続き100%を下回っておりますが、依然として大阪府内町村及び市町村の平均を上回っており、より一層の改善が求められます。

続いて、一般会計基金残高の状況ですが、財政調整基金は19億1,038万3,000円、公共施設整備基金をはじめとした特定目的基金は4億1,501万円、合計23億2,539万3,000円であり、前年比2億3,113万円の増加となっております。

次に、地方債現在高の状況ですが、令和6年度末の地方債現在高は67億5,950万4,000円で、前年度より5億3,846万6,000円の減となっております。

続いて、健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4指標等につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は5.0%、将来負担比率は7.5%、公営企業における資金不足比率はなしとなっております。全ての比率において早期健全化基準を超えておりません。

今後も引き続き、各指標における判断比率が悪化することのないよう、また持続可能な行政経営を目指してまいるとのことです。

続きまして、討論で各委員から出されました意見と要望であります。委員を代表して私が各委員の意見書を読み上げさせていただきます。

まず、森野良一委員の意見書です。

無党派、森野良一です。

令和6年度、一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業決算につきまして意見を申し述べます。

令和6年度においては、令和の米騒動などと言われる米価格の高騰が他の食品等のさらなる価格高騰の引き金を引いた形となり、家計を直撃した1年間でありました。

そんな中、本町の令和6年度一般会計決算につきましては、普通交付税の再算定による交付金の増額が黒字の大きな要因の決算でありましたが、財政調整基金を取り崩すことなく、実質収支は1億7,390万1,000円の黒字となり、各基金残高においても、少しずつ積み上げることができたことは喜ばしい結果でありました。

しかし、歳入を見ますと、本町の自主財源である町民税とふるさと応援寄附金の減少が

気になるところであります。寄附金においては、来月から制度が変更され、利用者の減少が予想される中、担当部局におかれましては税収の確保に向けての取組を行っていただきますようお願いいたします。

次に、歳出におきましては、能登半島地震などを教訓とした災害対策費への投資や子育て世帯及び高齢者世帯等への物価高騰対策の継続などは、必要な支出であったと考えておりますが、今後は、老朽化公共施設の改修や各種インフラ整備など、6年3月に改訂された忠岡町公共施設等総合管理計画に基づいた支出の増加が見込まれておりますので、事業のスクラップアンドビルド等、慎重な財政運営を心がけていただきたいと思います。

次に、各特別会計につきましては、徴収事務を一元化し、収納率を上げていただきましたことは、公平性の観点からも良い結果であったと考えます。

各特別会計におきましては、引き続き健康寿命を延ばす取組を行っていただくとともに、各自治会等で行われている取組の積極的な支援を行っていただき、保険料の抑制に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、下水道事業決算については、おおむね良好な事業運営がなされているが、将来的な下水道管渠の更新計画がなされていない。また、町中の雨水排水道については、近年の集中豪雨に対応するため、早急の対策を講じなければならないと考える。計画策定の際は、雨水排水ポンプ場で用いているストックマネジメントではなく、アセットマネジメント計画の策定を要望し、令和6年度一般会計決算、各特別事業会計決算、下水道事業決算を認定いたします。

続きまして、北村孝委員の意見書です。

令和6年度一般会計及び各特別会計、下水道事業会計決算について意見を申し上げます。

長引く物価高騰の影響を受け、住民の生活はもとより、中小企業をはじめ医療・福祉等、幅広い事業者を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。住民生活や企業の事業活動への支援策は、引き続き喫緊の課題である。「家計を温めることで一人一人が生活の豊かさを実感できる施策を前に進める」ためには、物価上昇を上回る持続的賃上げの実現に国においてスピード感を持って引き続き取り組んでいただきたい。

また、世界に目を向けると、イスラエルとパレスチナ自治地区ガザの戦闘激化する見通しといった報道もあり、一日も早い平和を願うところであります。

さて、令和6年度一般会計決算であります。1億7,390万1,000円の黒字となり、財政調整基金を取り崩すことなく黒字となったとの説明を受けた。中身についてはシビックセンター等ESCO事業でこれまでの光熱費と比較すると全体で44.7%の効果がでた。

また、(仮称)エネルギーセンターが令和15年に稼働予定により、これまでの焼却炉の停止により3,200万の削減ができた。

国民健康保険については、経過措置も終わり、府下全域で同じ保険料で医療が受けられる世界に誇れる持続可能な保険制度である。

下水道会計については、差し迫った状況には至っていないが、新浜地区にある下水道管については、会計上の耐用年数を超過しているため、更新事業を見据えていくとのことであった。

引き続き職員皆様が鋭意努力され、財政健全化に取り組んでいただくことに期待し、本決算を認定いたします。

続きまして、河野隆子副委員長の意見書です。

忠岡町令和6年度の決算について、日本共産党の意見を申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略がまだ続き、パレスチナ・ガザ地区へのイスラエルの攻撃など、世界情勢は不安定な状況が続いています。令和6年度も前年度に引き続き、物価高騰が続きました。総務省の資料によると、2024年の消費者物価指数は前年度に比べ2.7%の上昇となり、前年度に引き続き、住民の暮らしと営業がより厳しいものになりました。また、賃金も上がらない状況の中、多くの国民が物価高対策として消費税減税を願う声も大きくなりました。その結果、参議院選挙で野党が多数となりました。物価高対策も喫緊の課題であります、なかなか対策が取られていない状況です。

国の対策が間に合わない状況で、住民の暮らしを守るためには、地域の自治体である忠岡町の役割がとても重要になります。このような状況の下、令和6年度決算について審査をしました。

令和6年度は、前町長が入札に関する情報を業者に事前に漏らしたことが発覚し、官製談合防止法違反などの罪で辞職するといった大問題が発生しました。公共事業の公正性・公平性を著しく欠き、住民の信頼を失う形になりました。信頼回復のため、入札制度については、現在、官製談合の防止策が検討されていて、入札監視委員会にも諮っていただき、制度の改善を求めます。新しい町長の下、職員一丸となって信頼回復に努め、官製談合と言うべき事態を根絶するための改革を徹底することを求めます。私たち議員もその一助になるよう努めます。

忠岡町の令和6年度決算は、一般会計歳入78億763万1,230円、歳出76億359万2,266円、翌年度に繰り越す費用を含むと、1億7,390万964円の黒字となりました。

令和6年度も物価高騰は続きました。物価高対策として、国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2億4,891万円が忠岡町に交付され、定額減税の補足給付や非課税世帯に対しての給付などの国の支援のほか、推奨メニューによる町単独の施策として、事業者支援や町立小・中学校の給食費助成が行われました。

そのような状況の中、令和6年度も1億7,390万円の黒字決算となりました。現在の忠岡町は、老朽化に伴う公共施設の大規模改修を先送りにしており、今後、この対策に

資金が必要になるため、少しでも多く未来に残したいのも、一定理解できます。しかし、現状、物価高で生活が厳しい住民へのさらなる支援も必要ではなかったでしょうか。基金の活用については、将来のために積み立てるばかりではなく、基金額と活用のバランスを考えて、住民福祉の向上の施策に取り組んでいくとの答弁がありました。

令和6年度は、忠岡町が公民連携で進めるごみ処理事業がスタートした年度となります。日量220トンの産業廃棄物焼却施設を建設することが含まれるこの事業については、多くの住民から環境悪化や健康被害を心配する声が出ています。それにもかかわらず、忠岡町は、住民の不安の声に対し、「事業者からの計画が出されていない」ことを理由に、応えようとしません。忠岡町は自治体の役割として、生活環境を以前より悪化させないという「非悪化原則」を守る立場でありながら、その役割を現在、果たしていません。住民の不安の声に応えず、粛々と計画を進めていることは、認めるわけにはいきません。

是枝町長は、ごみ処理施設の公民連携事業の中止に向けて、広域処理を目指して取組を始められました。今、行われている環境アセスメントの方法書のところで、忠岡町民への影響が分かるようにするのは町の責務であると、対象範囲を町域全体にかかるよう意見を述べることを考えているとの答弁がありました。私たちは、引き続き産廃焼却施設の建設について、断固反対します。

令和6年度の事業として評価するものは、就学前施設の給食費無償化の継続、民間委託ですが、保育時間が午後7時まで延長した留守家庭児童学級事業、福祉バスの停留所の増加、加齢性難聴による補聴器購入補助の実施、不登校などの児童や生徒の居場所として適応指導教室の継続、消防本部庁舎改良工事などが行われました。

国民健康保険料は、多くの方が高いと思っています。国保料は所得の約2割程度を占める負担であり、また、物価高とも重なり、より一層の負担と言わざるを得ません。この過大な負担を軽減させるためには、公的負担のより一層の充実が必要となります。

国民健康保険事業の実施主体は市町村にありますので、負担軽減も市町村に任されるはずですが、国民健康保険事業は、大阪府と市町村の共同で運営しています。大阪府は、全国に先駆けて統一保険料にして、市町村独自の保険料引下げや負担軽減は認めないとしています。これはあくまでも「技術的助言」であります。

町長は、国保加入者の苦しみを軽減するために、町独自の負担軽減策を考えていくとのこと。また、国保料を引き下げるため、国庫負担の割合を増やすように、強く要望いたします。

「高過ぎる」保険料に対して、大阪府も忠岡町も真剣に向き合った取組が必要ではないでしょうか。日本共産党は今後もこのような立場で臨みます。

介護保険特別会計では、令和6年度は第9期の初年でありました。第8期の基準保険料は月6,410円でしたが、第9期では、介護給付金準備基金7,307万8,065円

を全て保険料の負担軽減に使い、月6,397円と努力が見られます。介護サービスの向上も含め、さらに精査を行い、保険料の負担軽減に努力をしていただきたいと思います。

後期高齢者医療保険会計では、令和6年度と7年度の2年間の保険料が4年度と5年度の2年間に比べ、均等割で2,711円値上げし、5万7,172円。そして、所得割で0.63%の値上げということになっています。忠岡町から広域連携へ保険料引下げの要望をお願いいたします。

下水道会計では、現在の会計状況を見る限り、収支バランスが取れています。剰余金が出ているので、下水道料金の引下げを含めての料金見直しが検討されています。住民の負担軽減の取組を要望いたします。

今後は、新しい町長の下、冒頭に述べたように、公平・公正な町政運営を行い、また、住民の声を聞き、必要なところに必要な支援を届けられ、住民福祉の増進に寄与していただくことに期待し、令和6年度一般会計、各特別会計、下水道会計、全ての会計について認定いたします。

続きまして、今奈良幸子委員の意見書です。

令和6年度の決算審査が終わり、大阪維新の会・呈祥会の意見を申し上げます。

令和6年度は、物価は落ち着きの兆しが見えず、家計の重さは続き、円安や人手不足、資材高に町内の事業者も住民も地道に向き合った1年でした。

本町としては、暮らしの支えを途切れさせず、教育・福祉・防災への投資を無理のない財政で着実に進める。この現実的なかじ取りを求められた年度であったと考えております。

一般会計決算におきましては、歳入歳出差引額は2億403万9,000円、実質単年度収支は2億6,029万9,000円で、財政調整基金を取り崩すことなく単年度で黒字とのことでした。

経常収支比率は98.6%、前年度に比べて1.3%改善しておりますが、分母である経常一般財源等収入と、分子である経常経費充当一般財源ともに増加しているため、比率悪化の可能性があります、予断を許さない状況となりました。

町税の収納率0.5%アップしたものの、自主財源の減少率が高い結果でありました。自主財源増に向け、また、稼ぐ視点として、令和6年度は、ふるさと応援給付金におきまして、目標数値を高く設定しましたが、結果、前年度よりも668万8,000円の減となったものの、リピートにつながるようなPRサイトの充実、飲食事業所の開拓などを行い、忠岡漁港のカキの取組など、日々、本町としても努力されていることが分かりました。改善点としては、使途選択肢を増やし寄附者の意向を汲み、興味をそそるような体制整備とともに、基金の運用や、公共施設広場でのイベントについて、民間企業等が気軽に実施できるよう運用（申請・ガイドライン等）を整備するとともに、適正な使用料の設定、徴収により自主財源の拡充を検討すべきと考えます。

第6次総合計画の積立金現在高率の目標値は、2030年51.8%、2024年45.7%でありましたが、当時おられた副町長の助言により、この目標値は他の大阪府の町自治体より多く設定し、基金の積立てにおいては、持続可能な行政機能を果たすために、リスク分析を行い、慎重に判断し、財政調整基金に全額積み立てたことは、適切な判断であったと受け止めております。令和6年度も、ため込んだのではなく、リスク回避のために着実に積み立てられましたが、目的をしっかりと持ちながら最低限必要な積立て目標額を設定するなど方向性を明確にすることによって、全庁挙げて目標に向かって努力してはいかがでしょうか。

この年度から一般廃棄物の中継処理業務が始まり、事故などなく安定したごみ処理が実施できたことが分かりました。今後も、本町としての信頼が損なわれないとともに持続可能なごみ処理行政のため公民連携事業を着実に進めていただくことを希望いたします。

生産年齢人口の減少と高齢化で有資格者の供給が縮み、ニーズが増えて、需給ギャップが拡大しています。処遇や採用の仕組み、業務量、デジタル化の面での課題が重なり、自治体の専門職は確保しにくくなっています。そのような中、保育士2名の不足を補うために、臨時保育士派遣業務委託を行うことや、町立認定こども園に2名のサポートスタッフ、町立学校の各校に1名、スクールサポートスタッフを配置するなど、保育士、教職員の事務等の負担軽減につながる事業を取り入れてくださっていることにおいて評価いたします。

教育においては、校舎、学力、教職員確保など、この委員会でも課題が山積していることが改めて分かりました。昨日、忠岡中学校のオープンスクールでスクールカウンセラー来校日にふれあいルームを見学し、現場の声を伺いました。言語化が難しい子どもには玩具、保護者には育児・子育ての書籍など、つながる支援の環境整備が有効だと実感しました。教職員の負担軽減も踏まえ、子どもの被害者としての怒りであるSOSを確実に受け止めるため、スクールカウンセラーの来校日、日数の拡充を早急に検討すべきと考えます。

各特別会計、下水道事業会計におきましても、社会情勢の変化に対応し、急速な人口減少と災害に備えるためにも、健全な財政運営に努めていただくことを要望いたします。

自治体・企業・地域（町民）がそれぞれの役割を明確にし、目的と目標を分かち合い、日頃から息の合った連携を重ねることが大切です。こうした体制が整えば、取組の重なりは減り、優先順位がそろい、現場の声を生かした無駄のない配分と、共通の重要業績評価指標による確かな振り返りができます。結果として、選択と集中で無駄をそぎ、小さな投資でも大きな効果を生み、限られた財源の1円までを暮らしの成果につなげる堅実な町政を進めていけるのではないのでしょうか。

併せて、限りある社会資源を賢く活用するために、近隣との広域連携や公民連携を拡充し、地域の知恵と力を結集する町民協働を軸に、重複投資の抑制やサービス水準の向上を

着実に図っていただきたいと思います。

引き続きご協力をお願いし、令和6年度決算につきまして認定します。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、令和6年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、並びに令和6年度忠岡町下水道事業決算認定の認定について、採決いたしましたところ、全会一致により原案のとおり、認定すべきものと決した次第でございます。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。したがって、理事者におかれましては、各委員会内でございました指摘事項等を十二分に踏まえていただき、本町財政の効率的運用を図ることはもちろんのこと、財政健全安定化に向けて取組をされること、また住民サービスの維持、向上にも鋭意努力を傾注されますよう、併せて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

令和7年9月30日、決算審査特別委員会委員長、尾崎孝子。

以上です。

議長（前川 和也議長）

報告は、以上のとおりでございました。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、認定第1号 令和6年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。討論はありませんか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより認定第1号 令和6年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告のとおり、認定第1号を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

議長（前川 和也議長）

全員起立でありました。

よって、認定第1号 令和6年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、認定第2号、令和6年度忠岡町下水道事業決算認定について、討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

議長（前川 和也議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

次に、認定第2号 令和6年度忠岡町下水道事業決算認定について、委員長の報告のとおり認定第2号を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

議長（前川 和也議長）

全員起立であります。

よって、認定第2号 令和6年度忠岡町下水道事業決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議長（前川 和也議長）

続きまして、日程第12、意見書第5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）について、趣旨説明をさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹を担う重要な医療保険制度であります。基本被保険者に高齢者が多く、中・低所得者の加入割合も高いなど構造的な問題があり、財政基盤が極めて脆弱です。

昨今の物価高騰と相まって、被保険者の負担はさらに増大しており、加入者に過酷な負担となっている保険料を引き下げのための財政支援が必要です。

所得200万円の4人家族の世帯、夫と専業主婦の妻と小学生の子ども2人をモデル世帯とし、令和6年度、年間、本町では45万6,000円と所得の2割に値する高い保険料となっています。

国保の都道府県化が始まった平成30年の前年度、平成29年と比較すると、年間約5万円の引上げとなっています。背景には、2018年から始まった国保の都道府県化があります。従来、市町村ごとに運営していた国民健康保険制度を都道府県単位に集約することで、自治体独自の保険料軽減措置、一般会計からの繰入れを抑制する狙いがありました。

政府は、保険料の統一化を掲げ、標準保険料率の導入や、自治体に医療費削減を促す保険者努力支援制度などを通じ、自治体の独自支援を制限し、住民負担を増やしております。

このような背景の中、この意見書案は、国民健康保険料の財政への国庫負担の増額、これはぜひともしてもらわないと、住民の負担が大変だということで、その1点、国保財政への国庫負担の増額を求める意見書（案）でございます。ぜひとも、この本町議会でも皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

提案者による趣旨説明は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

小島議員。反対討論ですね。

4番（小島 みゆき議員）

反対討論。

議長（前川 和也議長）

反対討論、はい。

4 番（小島 みゆき議員）

国民健康保険財政国庫負担の増額を求める意見書の提出について反対討論をさせていただきます。

国においては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度から国保税のうち未就学児にかかる均等割の軽減措置を導入されました。前年の世帯所得が法律で定められた基準を下回る場合、均等割の金額が7割、5割、2割の3段階で減額されることがあります。さらに、未就学児の均等割額は公費により5割軽減されます。

他市では、子育て世帯のさらなる支援を目的として、国民健康保険に加入されている18歳までの均等割総額を応援金として補助したり、また、均等割を全額減免している自治体もありますが、しかし、保険料は国保だけが負担が大きいわけではないので、公平性に欠けるとのことから、この意見書には賛同いたしかねます。

議長（前川 和也議長）

続きまして、賛成の討論はありますか。

11 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11 番（二家本 英生議員）

意見書第5号、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書案について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険の多くの加入者は、現役を退いた高齢者が多く、ほとんどが年金収入者となっています。その構造上の問題により、国は低所得の方々の負担軽減措置として、毎年約3,400億円が投入されていますが、組合健保や協会健保並みに引き下げするためには、公費として約1兆円の財政支援が必要であり、そのことは全国の知事会や全国市長会からも意見があります。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであるにもかかわらず、加入する保険が違っただけで保険料の負担が大きく異なるのは、公平、公正という点でも欠けています。国民健康保険料は住民からとても高いという声も多いです。所得の約20%にもなる保険料は、年金収入のみで暮らしている方に厳しい負担であり、それに重ねて、物価高はより一層大きな負担となっております。

この意見書は、国民健康保険財政への国庫負担の増額を行い、高い国民健康保険料の負担軽減を求めるものであります。

議員皆様のご賛同をお願いいたしまして、以上とさせていただきます。

議長（前川 和也議長）

続きまして、反対の討論はありますか。

10 番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

尾崎議員。

10 番（尾崎 孝子議員）

意見書第 5 号、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について、反対の立場で申し上げます。

意見書では、国保財政の逼迫を理由に国庫負担の増額を求めています。現状の認識には一部誤りがあり、国庫負担の増額では根本的な問題解決にはなりません。国庫負担の増額は、ほかの保険制度加入者の税負担を増やすことになり、公平性を損なう可能性もあります。

国庫負担の増額を求める前に、まず医療費抑制策を徹底し、保険制度の改革を進めるべきです。具体的には、ジェネリック医薬品の使用促進、重複受診の抑制、予防医療の充実などを推進し、地域包括ケアシステムを構築することで医療費を削減できると考えます。このことを先にするべきだと思いますので、賛同いたしかねます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に討論はありませんか。

（な し）

議長（前川 和也議長）

討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、意見書第 5 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

意見書第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前川 和也議長）

起立少数であります。よって、意見書第 5 号は、否決となりました。

議長（前川 和也議長）

次に、日程第 13、意見書第 6 号 最高裁判決を受け生活保護利用者及び元利用者への補償を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

6 番（高迫 照子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6 番（高迫 照子議員）

最高裁判決を受けた生活保護利用者及び元利用者への補償を求める意見書案。この意見書の趣旨説明をいたします。

今年6月27日、最高裁判所は、2013年から3回にかけて国が生活保護費を引き下げたことに、全国の利用者1,027人が国や都道府県を訴えた裁判で、最高裁判決で引下げは違法だと判決を下しました。この判決は、国の生活保護行政が憲法と生活保護法に違反したことを指摘した判決です。

憲法25条には、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。生活保護基準引下げ違憲訴訟で原告勝訴の判決が出されましたが、政府、厚生労働省は謝罪もしていませんし、いまだに補償もしていません。これは、最低限のセーフティネットを守った命のとりで裁判と呼ばれました。

生活保護利用者は平均6.5%、最大10%もの生活扶助費が削減され、その期間が長期間続いた上に、現在の物価高騰、猛暑の激化は生活困窮者に追い打ちとなっています。バランスの取れた食事が取れずに体重が3キロも減った。入浴回数を減らし、体臭を気にする毎日。暑いけどぎりぎりまでエアコンを我慢した。お米が買えない。わずかな生活扶助費から電気代もガス代も払っているなど、生存権が侵害され続けています。

物価高騰に見合う基準引上げを直ちに実施するよう、速やかに対応を国に対して求める意見書案となります。議員の皆さんのご賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

提案者による趣旨説明は、以上のとおりでありました。

これよりご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

4 番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

反対討論。

4 番（小島 みゆき議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

小島議員、どうぞ。

4 番（小島 みゆき議員）

最高裁判決を受け、生活保護利用者及び元利用者への補償を求める意見書の提出について、反対討論を述べさせていただきます。

国が生活保護の支給額を段階的に引き下げたことを違法だとした最高裁判所の判決を受けて、厚生労働省は専門家による会議を複数回開いていき、原告からのヒアリングを行うことも検討しているということでもあることから、国としての対応を取りまとめる方針であると言われていることから推移を見守っていくべき。

よって、この意見書には賛同いたしかねます。

議長（前川 和也議長）

続きまして、賛成の討論はありますか。

1 1 番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

1 1 番（二家本 英生議員）

意見書第 6 号、最高裁判決を受け、生活保護利用者及び元利用者への補償を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論を行います。

本年 6 月 27 日、最高裁判所は、2013 年から 15 年にかけて 3 度にわたり実施された平均 6.5%、最大 10%、年間削減額にして 670 億円にも及ぶ史上最大規模の生活保護費の引下げについて、その違法性を認め、減額処分を取り消す判決を言い渡しました。

この判決は、国の生活保護行政が、憲法第 13 条の個人の尊厳、憲法第 25 条及び生活保護法第 3 条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害し続けたことを

厳しく断じる極めて画期的なものです。

しかしながら、判決から2か月以上が経過しても、国は原告に対して引下げ分の補償を行わず、当時の判断について謝罪すらしていません。厚生労働大臣は、判決後の8月15日に反省の意を表明しましたが、謝罪をするかどうかも含めて、専門委員会の結論を踏まえたいと述べ、いまだに謝罪には至っておりません。先ほども、複数回、委員会を開いたり、ヒアリングをするという意見もありましたが、まだそういうことはされておりません。専門家委員会の結論を待つまでもなく、直ちに謝罪すべきであります。

さらに、厚生労働省が果たすべき最高裁判決を真摯に受け止め、勝訴した原告、弁護団と協議の上、差額保護費の遡及支給など被害回復措置を速やかに実施することです。

生活保護利用者は、基準の大幅な引下げによる長期的な影響に加え、物価高騰や猛暑の影響で生活が一層困難となり、生存権と人権が侵害され続けています。全国で訴えを起こした原告1,027名のうち、2割を超える232名が既に亡くなっています。原告は、1日対応が遅れば、それだけ命が脅かされると認識してほしいと強く訴えています。

憲法第25条に基づき、国民の生存権を守る最後のとりでとして生活保護制度は機能すべきであります。この意見書については、国に対して被害の回復のため、原告及び生活保護費引下げの影響を受けた全ての生活保護利用者に対して速やかに謝罪を行い、減額された生活扶助費を遡って支給すること、また同様の違法行為が二度と繰り返されないように、生活保護行政の誤りについて検証を行い、再発防止に努めることを強く求めるものであります。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

他に、討論はありませんか。

2番（今奈良 幸子議員）

議長

議長（前川 和也議長）

今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

意見書第6号、最高裁判決を受け、生活保護利用者及び元利用者への補償を求める意見書について、反対の立場から意見を申し上げます。

令和7年6月27日、最高裁第3小法廷は、2013年から2015年に国が段階的に実施した生活保護基準の引下げについて、算定手法や判断過程が合理性を欠き、厚生労働大臣の裁量を逸脱、濫用したとして、違法と判断し、当該減額処分を取り消しました。一方で、国家賠償までは認めていません。

この判決は、今後の基準見直しに厳格さを求めるものであり、現場対応としては所管の福祉事務所による周知と相談の徹底が必要であると受け止めています。忠岡町の生活保護

の相談・申請窓口は地域を所管する福祉事務所であり、本町を所管するのは大阪府貝塚子ども家庭センターです。

そして、全国町村議会議長会が編集している議員必携には、意見書の提出、1、議案提出の仕方について次のように記載があります。「町村の公益に関する事件について、国会または関係行政庁に対し意見書を提出する権限は議会の権限であるから、意見書の提出を破棄するのは議員または委員会である」と書かれております。

以上の点から、この意見を上程する前に、まずは所管の福祉事務所へ意見要請を行うのが筋であること、また、本件が本町の公益に関する事件に当たるかが現時点では不明確であることを申し上げ、よって今回の意見書には賛同しかねます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に、討論はありますか。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

賛成討論いたします。

生活扶助費の引下げ、この問題は2008年の金融危機下で吹き荒れた生活保護バッシングを背景に、野党だったこの当時の自民党が生活保護10%引下げを公約に掲げ、第2次安倍政権の下で強行したものであります。

平均6.5%、最大10%、年間削減額670億円という生活制度史上最大の保護費引下げは、個人の尊厳、そして健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を一方的に奪う重大な違法行為であり、対象者の命にすら関わりかねない問題であります。辛くも司法が行政のこの暴走に歯止めをかけたというところは、心から歓迎したいというふうに思います。

厚労省は8月13日、解決策を練る専門委員会の会合を開き、解決策の検討を始めたということではありますが、原告側は生活保護費が減らされた全員に減額分を追加支給することを求めているけれども、これを受け入れるかどうか検討するという内容になっています。

敗訴から2か月近い空白期間も異例ではありますが、展開も意味不明であります。行政の行為が最高裁から否決されたのだから、受け入れないという選択肢はあり得ないであります。原告の被害の回復のためには、専門委の設置など不要であり、政府は直ちに基準を元に戻して被害の回復に取り組むべきだと思います。

原告1,027人のうち既に232人の方が判決を前に亡くなっておられます。厚労省

は人ごとのように審議会の立ち上げをするのではなく、まず原告や制度の利用者に謝罪し、補償、検証を速やかに取り組むべきだというふうに思います。

また、こういう意見書をこの本町議会に上げるということは、おかしい、筋が違うという意見ではありますが、忠岡町もやはり住民からこういった相談も受けることもあり、何らこの議会でこの意見書を上げるということはおかしいことではないということを最後に言っておきます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

他に、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、意見書第6号 最高裁判決を受け生活保護利用者及び元利用者への補償を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

意見書第6号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前川 和也議長）

起立少数であります。よって、意見書第6号は、否決となりました。

議長（前川 和也議長）

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

本定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に当たり町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長（是枝 綾子町長）

議長。

議長（前川 和也議長）

町長。

町長（是枝 綾子町長）

令和7年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月3日より開会されました本定例会にご提案いたしました諸議案につきましては、慎重なご審議をいただき、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。しかし、物価高騰対策としてご提案させていただきました小・中学校給食費の補助の補正予算につきましては、議会のご賛同が得られなかったことは大変残念に思うところであります。

厚生労働省の調査では、昨年1年間に生まれた子どもの数は68万6,000人余りと、前年より4万1,000人余り減少し、統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回ったということです。

本町の子どもの出生数が令和6年は100人と少子化が進み、人口が減少していく今日、地域の活動を支える人手不足もある中、若者、若い世帯、子育て世帯が忠岡町に住んでもらえる、移り住んでもらえる忠岡町をつくるために、私は新たな若年層や子育て支援策が必要であると考えます。

ただ単に人口減少を仕方ないとしていくのか、人口減少に歯止めをかけていくのか、今が大きな分かれ道に立っていると思います。議員皆様方から頂きましたご意見を参考に、子育て支援の充実のために引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、本定例会や各委員会を通じまして頂きましたご意見やご要望につきましては、その趣旨を十分に尊重させていただき、今後の町政運営にと生かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

明日から10月に入ります。1年のうちで一番町の中がにぎわう忠岡の祭礼をはじめ、秋の行事がたくさん開催されます。住民の皆さんと一緒に行事を盛り上げてまいりたいと思います。

結びに、議員皆様方におかれましては、ますますご健勝にてご活躍されますことを心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は慎重なご審議ありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上をもちまして、令和7年第3回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（「午後2時11分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年9月30日

忠岡町議会議長 前 川 和 也

忠岡町議会議員 森 野 良 一

忠岡町議会議員 田 辺 み き